

開催日時・場所：平成27年9月2日（水）14：00～15：55 地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、小早川光郎座長代理、市川晃議員、後藤春彦議員、白石勝也議員、谷口尚子議員、平井伸治議員、森雅志議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋部会長、伊藤正次構成員、大橋洋一構成員、小早川光郎構成員、野口貴公美構成員（小早川構成員は地方分権改革有識者会議議員との兼務）

〔政府〕石破茂内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、平将明内閣府副大臣、小泉進次郎内閣府大臣政務官、石原一彦内閣府審議官、池田憲治内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長

議事：（1）平成27年の提案募集方式等について

（重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等）

（2）その他

1 冒頭、石破内閣府特命担当大臣（地方分権改革）から以下の主旨の挨拶があった。

（石破大臣）提案募集検討専門部会の先生方には、関係府省、地方三団体からのヒアリングも含めて、精力的に議論を賜っており、お礼を申し上げます。

本日は、7月末に公表した、関係府省からの第1次回答の状況について審議いただく。

これまでのところ、各府省との間で、検討の方向性が一致している所もあれば、まだそこまで至っていない所もある。地方からの提案の最大限の実現のためには、精力的に今後も議論を賜りたい。

過日開催された地方分権改革推進本部において、総理から、「関係大臣は、『地方の発意による、地方のための改革』となるよう、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢で、提案の最大限の実現に向け、強力なリーダーシップを発揮してほしい」との指示があった。

私からも各大臣に対して、昨年申し上げたことだが、改めて、仮に実現困難な部分がある場合には、その理由を、制度を所管する各府省が具体的な根拠を示し、明確かつ迅速に説明し、地方側の納得を得る必要があること、現行規定で対応可能という場合にも、どうすれば可能なのかということを通知等で明確に示し、具体的かつ丁寧に説明し、地方側の納得を得る必要があるという観点から、更なる努力をお願いした。

できないのならなぜできないのか、現行で可能なら、どうすれば可能なのかということを中心に説明する責任は、政府の側にある。この点は、今回も更に徹底したい。

ハローワークについては、前回、6月30日の合同会議において、これまでのハローワーク特区、一体的実施等の取組の全国知事会の検証結果について報告いただいた。

本年1月30日の閣議決定を踏まえ、成果と課題の検証等について議論を進めていくものだが、いつまでも議論をしても仕方がない話であり、職を求めている方、あるいはそのような人を必要としている側にとって、何が一番いいのかという観点でやっていただかなければならない。それぞれの役所の理屈を言ってもしょうがないのであり、実際に職を求める方、人を必要としている人にとって、何が一番いいのかという観点から結論を出したい。

地方分権改革有識者会議の先生方におかれても、提案募集検討専門部会の先生方におかれても、大変恐縮だが、年末に向けて、更なるお力を賜るよう、心からお願いを申し上げます。

2 次に、提案募集検討専門部会における検討状況等について高橋部会長から、重点事項に係る関係府省からの第1次回答の状況等について三宅内閣府地方分権改革推進室次長から、地方分権改革の推進に関する全国知事会提言について平井議員からそれぞれ説明があり、その後、意見交換が行われた。また、雇用対策部会の進め方について神野座長から発言があり、了承された。概要は以下のとおり。

（高橋部会長）まず、関係府省ヒアリングの状況についてだが、関係府省との議論の状況については、全体的には、事前相談を実施したので、中身の詰めた議論が増え、昨年に比べて、かなりかみ合った議論ができていると感じている。しかしながら、「対応が困難」や、「今後検討」といった回答も現段階では極めて多く、10月上旬の第2次ヒアリングを含めて議論を加速していきたい。

昨年と同様、議論の検討状況は、①検討の方向性が合致している事項、②検討の方向性が一部合致してい

る事項、③検討の方向性は合致していないが、論点の共通認識は得た事項、④検討の方向性の合致、論点の共通認識も得られていない事項、の大きく4つに分類できるのではないかと考えている。関係府省ヒアリングの際には、部会としての考え方を示した上で、今後、引き続き検討をお願いするという形としている。

2番目に、地方三団体のヒアリングの状況についてだが、地方三団体からは、今回の提案募集方式に対する評価と期待が表明された。また、分権推進に向けて、地方としても努力していくという強い決意をお示しいただいた。さらには、各団体が特に実現を求める改革事項についての言及があったので、これらを踏まえて、検討を進めていきたい。

3番目に、今後の検討方向と、検討の進め方についてだが、まず、今後の部会における検討の方針としては、「①検討の方向性が合致している事項」、「②検討の方向性が一部合致している事項」については、関係府省に制度改正に向けた検討をお願いする。それとともに、内閣府において、関係地方公共団体に意向確認を行うなどして、制度の具体化に向けた作業を進めていきたい。

「③検討の方向性は合致していないが、論点の共通認識は得た事項」については、関係府省から、更なる検討の結果について報告いただけると考えているので、その状況も聞きながら、専門部会としても対応方針について検討していきたい。

「④検討の方向性の合致、論点の共通認識も得られていない事項」については、再度、関係府省に対して、専門部会としての考え方や論点を明確に示した上で、更なる検討をお願いし、議論を深めてまいりたい。

さらに、より専門的な検討を行う必要がある事項も出てきたので、これについては、その分野の専門家の意見も伺いながら、論点を整理し、検討の方向性を今後見出していきたい。

4番目に、支障事例と共同提案の追加提出の状況について申し上げたい。

前回の合同会議で頂いた意見を踏まえ、提案募集の対象外であるものを除いた全提案について、全国の都道府県や市町村に対して、提案団体と同様の支障事例が生じていないか、生じている場合には、共同提案団体として参加する意向がないかどうかを事務局において調査いただいた。

その結果、多くの団体から支障事例や共同提案の意向を提出いただき、感謝申し上げます。

個別の地方からの提案が全国的なニーズを有するのか、それとも、個別の地域の実情に限られた提案なのかを、各省との議論において明らかにすることが可能になったと考えている。追加された支障事例や共同提案は、関係府省への再検討要請の際に、関係府省に提示をして議論を詰めていきたい。

一方で、全体として、新たな論点や検討の視点を生み出すような新しい支障事例の提案は、あまり見受けられなかった。したがって、新たな視点から検討を加えるというよりは、より多くの団体に共通の支障があることが明確になったという観点から、関係府省に対して提案の実現に向けた後押しという形で提示をしていきたい。

今回の調査の結果については、専門部会において、今後、新たに重点事項とするというやり方、提案団体からヒアリングを行うというやり方、内閣府と関係府省との調整状況を専門部会に対して事務局から報告していくなどのやり方によって提案の実現を図ってまいりたい。

いずれにしても、重点事項であるかどうかにかかわらず、可能な限り、提案の実現に努力してまいりたい。

以上の方針を前提として、今後の検討の進め方だが、明日予定されている、内閣府から関係府省への再検討要請に併せて、資料1の「主な再検討の視点」を関係府省に対して文書でお示しする。関係府省におかれては、それを踏まえて、9月16日までに回答をお願いしたい。部会としては、このような関係府省の回答を踏まえて、10月上旬に関係府省から重点的に、第2次のヒアリングを行い、議論を詰めていきたい。

最後に、改めて申し上げますが、昨年も、この段階では検討の方向性が合致している事項は必ずしも多くなかった。しかしながら、その後、最終的な取りまとめに向けて、関係府省と課題を一つ一つ議論しながら、数多くの提案を前進させ、実現に至ったという経緯がある。したがって、今年度も同様に、今後、更に論点を整理し、検討の方向性を見直し、最終的には、1つでも多くの地方の提案が実現できるように、部会として努力してまいりたい。

(三宅次長) 資料1が、第1次回答の状況である。表の一番右にある、専門部会で議論いただいた「主な再検討の視点」を関係府省に投げて、改めての検討をお願いすることとしている。参考資料1が全提案に対する回答一覧であるので、後ほど時間があるときに御覧いただきたい。

これらも含めて、年末の閣議決定に向けて、提案団体の意向や、支障事例を詳細に把握し、提案の最大限の実現に向けて努めてまいりたい。

資料3は、26年の対応方針で決定したもののフォローアップであり、27年あるいは27年度中に結論を得るとされたものである。いずれも、既に検討に着手する、あるいは審議会の開催を予定しているといったことで、年末あるいは年度末に向けて動きがあると認識している。

(平井議員) 資料4は、先般、夏の全国知事会で取りまとめた知事会の総意としてまとめたペーパーであり、その際、石破大臣も出席いただいている。

提案募集方式による改革の推進については、2年目になったが、是非リーダーシップを発揮して進めていただきたい。提案の実現に向けて、私どもも苦勞を惜しむつもりは全くない。一丸となって提案の実現を図っていただきたい。

ハローワークについては、大臣からも知事会の席で、見直し検討に入るということで政府の方での了解を得たという趣旨の話もあり、現場の方も非常に期待している。大臣もおっしゃっていたが、求職者あるいは求人をする企業の双方にとって、それぞれどういう利益があるかを考えるべきだということだが、大賛成である。

そういう意味で、窓口が国と地方に分かれた状態にあることは、現場の感覚に沿わない所もある。そうしたことを具体的に、これからは是非検証していただきたい。今年度、その検証をするということであり、地方の方からも、その検証の場に、例えば、代表者が入って検証させていただくということもあるのではないかと。

ハローワークについては、特区でやる所、一体的実施でやる所など、最近の工夫もあるが、どうしても求人、求職者の利便から言うと、それぞれまだ分かれて系統ができてしまうという悩みがある。結局、二度手間になってしまうということがあり、その辺を是非調べていただきたいし、私どもも実施してまいりたい。

大きなことは、今日お示しいただいた提案募集に対する答えをしっかりと出していただきたいということ、更に柔軟にお願いを申し上げたいということ。あわせて、特にハローワークについて検討をしていただきたい、知事会としても協力してまいりたいということである。よろしくお願ひ申し上げます。

第1次回答をざっと数えてみると、大体7割はそっけない返事になっており、各府省から非常に否定的な回答が寄せられている。今年度は、大分絞り込んであり、筋がいいものばかり残したつもりだが、それでも、かなりまだ、数字的にも厳しい。是非、これをひっくり返していかなければいけない。

再検討の視点として、今、説明いただいたところを拝読すると、非常に心強いものになっており、この再検討の視点が、今度、関係府省からの回答になればありがたいが、そのための様々な説得材料も含めて、我々も提供させていただきたい。是非、ここに入っていない、このほかの所も丁寧に議論していただきたい。

今、ここにあるような視点は、我々もそうだなと思うものばかりであり、例えば、CCRCでは、例の介護保険の費用のことなどがある。片方で地方創生を進め、CCRCを推進しようとしているわけであり、いろいろな議論が地方側にもあるが、私は、石破大臣の地元ということもあり、CCRCの具体例を作ろうと、既に2ほど、手を挙げてもらっている。

ただ、やはり、これからの国の在り方を考える上で、介護が間近の者や、病気になってしまった人だけではなくて、もっと前の段階で引越していただくことで、人材が地方に供給されるような面も出てくるし、若い方も、それとあわせて移住するというようなことを目指したい。

そういうような地域が、かえって腰が引けることにならないように制度的な保障も片方で必要だということであり、そういう意味で、住所地特例の活用などいろいろなことを提案している。したがって、かみ合った議論を地方側ともしていただければありがたい。

あるいは、2.5人の看護師を必要とする訪問看護ステーションの開業要件を過疎地域において緩和するという提案についても、仮に2.5人をどこまでも追求していくと、都会の中でしか成立しないビジネスになってしまう。中山間地には、看護師を2.5人雇うだけの人数がない。過疎地域では、訪問看護ステーションのサービスを受ける可能性がなくなってしまう。現場からすると、2.5人とにかく雇えというのは、そもそも制度的に無理がある。地方の実態を踏まえてかみ合った議論をしていただければ、「主な再検討の視点」で書いてあるような真っ当な議論が通っていくのではないかと。

ハローワークについてであるが、先ほども申し上げたとおり、求職や求人の現場を踏まえていただきたい。

例えば、特区の場合、権限が知事の方に下りている。しかし、全てが下りているかというと、そうでもない。例えば、今のシーズンは忙しいから、1人、国の職員に当たる人を増やそうと特区で特例を持っている知事が考えても、そういう人員配置の権限は、なお厚生労働大臣にある。組織や人事権は、本来の本籍地にあり、こういうところはほどけない。そうすると、柔軟な通常のハローワーク運営というところがつながつ

てこない。究極の特区という形でもそうである。ましてや、一体的実施と言われる、国のやり方と地方のやり方、例えば、相談サービスを地方がやるものと、国の方でやるマッチングサービスを組み合わせ、同じ場所にいるといっても、結局、同じ話を2回、県の方の相談窓口に来て相談をし、また、すぐ隣にある国の窓口に行っておっせんを受けることになってしまう。

二頭立ての馬車にするよりも、一本の道の上を歩いてもらった方が相談に来る求職者も、求人をする企業も一発で済む。また、柔軟な機動的な体制も季節の変化などに応じてすることができ、例えば、会社が倒産し、一遍に200人、300人の失業者が出たというような緊急事態にも対処しやすい。

元々は、地方事務官制度があって、地方と一体的にやっていたものを切り離したということがあってこうなっているわけなので、この辺は再考する余地があるのではないか。

そこで、地方団体側としては、権限移譲を長く求めてきており、厚生労働省の努力も多とするが、最終的な解決には至らないわけであり、是非、全部洗いざらい検証していただき、議論を進めていただきたい。

(高橋部会長) 特にCCRCは、注目が集まっているので、是非、議員の発言を踏まえて、いろいろと検討してまいりたい。

(大橋構成員) 細部にわたる問題が次から次にたくさんあるのだが、通して見ると、過疎で人口減少になった地方からの叫びのような要望が出てきている。もっともで厳格な基準が国の側にあるのだが、実態を聞くと、非常にミスマッチで、地方が相当多様化しているにもかかわらず、基準の方が一律的で、固定的なためにギャップが出てきている。その間をいかに柔軟に考えてもらうか、地方への配慮を行政スタイルの中に、国に盛り込んでもらうことをお願いするような活動だった気がしており、そういう所をきちんとやっていく必要がある。

国の方から出てきている懸念はかなり抽象的だが、ここの場では、絶えず問題は具体的に、個別적으로出てきているので、それに対する回答を頂く必要があるのではないか。

国の方としては、基準としてガイドライン等々があるようなのだが、それはそうは読めないということで、相当誤解が地方公共団体側に生じているので、その所については、きちんと方針を明示していただき、そういう所の漏れを埋めていくことが大事なのではないか。これらに基づいて、2次ヒアリングを行いたい。

(森議員) 大橋構成員が最後におっしゃったことは、全く、私も、いつもそのとおりだと思っている。市町村の現場の職員は、随分昔に出されたコンメンタールを見て一生懸命判断していて、書きぶりが抑制的な所はできないと、自ら思ってしまったところがあるので、基準の明確化、ガイドライン化はなるべく急いでやっていただき、早く文書化して出してもらうことがすごく大事なだろうと思う。

何度もそういう現場に直面した。逐条的に自分の目で条文を読んでも、なぜ、これができないのだと思うことがあり、やはり、職員を抑制している原因はコンメンタールにある。一度、全部廃棄してしまい、現在の時点での見方で書き直すことが、市町村職員にとって必要であれば、そういう視点も必要ではないか。

平井議員の話があったが、住所地特例の問題は大変大事で、特にこれからマルチハビテーションで複数の居住空間を持つ人たちが増えてくると思う。そのときに、例えば、高齢者福祉施設の待機者の数に差がある。やがてその情報が飛び交うと、待機者が少ないことを目的に住所地を移動する人たちも出てくると思うので、どの地域であっても受け入れられるような体制づくりが必要だと思う。

最近気になっていることとして、東京を中心に待機児童がたくさんおり、保育体制を万全にして、保育所の待機児童をゼロにすることは絶対に必要だと思うが、結果的に、地方の保育士の確保が難しくなる可能性がある。見かけの待遇がいいので、都会での吸引力が強くなると、そういうことが懸念される。

したがって、できる範囲での保育体制における要件緩和や、参酌基準の見直しは、一定程度都会から先行してやる必要があるのではないか。厳格な要件のまま、都会で待機児童ゼロにすると、恐らくかなりの保育士を東京に集中させることとなり、それがまた、若い女性がシフトすることになっていくということはどう解決すればいいのかというのは、非常に難しい問題。ここの場での議論の問題ではないと思うが、基準の妥当性を判断するときには、そのあたりの影響までも含めて、是非議論していただきたい。

(白石議員) 今回の提案募集を見ても、どうしても町村からの要望が少ない。これは、1つには町村の、特に中山間地域では、こういう問題は都道府県や指定都市などの大きな都市の問題ではないかと、町村が言って

も仕方がないのではないかというような、半ば諦め的なこともある。町村の立場から言うと、直接国にものを言うよりは、県を通していろいろなことを指導してもらうことが多く、県との関係もあり、町村の日常感じていることが、現実的にこういう項目としてはなかなか出にくいのではないか。

ただ、法律や条文がどうということではなく、ごく日常的なことで、何でこんなことが簡単にできないのかという部分が割合ある。たどっていくと、やはり、元はいろいろな条例や制度や規則がある。

昔はそうだったかもしれないが、どんどん状況は変わっていくのだから、社会情勢の変化や地域の変化に合わせてやりやすいようにもっていくのが県の条例や制度だろうと、県に対して言っているのだが、そうすると、申請を出してみてください、出てきたら検討しましょうという回答である。制度を置いておいて、何か問題があれば言ってくれば、そこについて変えましょうということではなくて、そういう話があった場合には、本当にその中身が要るのかどうか、国や県にも考えてもらうという時期に来ているのではないか。

地域のいろいろな状況の変化をもっと県、国は見て、それに合うような制度変更を考えてもらわないといけない。声を出している所だけではなくて、出したくても出せないような所もあるので、それも含めて、町村のこれからの要望等について御理解いただきたい。

(市川議員) 保育士の人数の所で、仕事内容が朝・夕によって変わるということを指摘しているのだが、まさしくこの考え方は、例えば、介護の問題や看護の問題など、多くの問題全てに当てはまるのではないか。要は、その仕事の中身を全部もう一度棚卸しをして、本当に資格の必要な人が、その資格の仕事をどれだけしているか、あるいは、資格ではない仕事内容がどれだけあるかという点も、もう一度全部見直した上で、その人数配分などの議論をする必要があるのではないか。

住所地特例の話に絡むが、例えば、介護、医療、教育など、国として責任を持つべき内容についての費用負担をどうするかは、自治体間の負担割合の押し付け合いではなく、もう少し大局的な観点から、人口構成、年齢構成等を考慮した、まず、基本的なものがあって、その上で、実際に住む方の負担をどうするかということ議論すべきである。ここで大切なことは、やはり、介護を受ける方が、どこに住むのがその人にとって幸せなのかという視点を持った上で、その費用負担をどうするかは、地方自治、分権ではなく、国としても責任を持つ部分はあると思うので、妙な押し付け合いにならないようにする必要がある。

支障事例がいろいろと出てきているが、各自治体においても、是非お願いしたいのは、そういう支障事例として具体的に何が起きているのかというのは、その地域、地域で是非オープンにさせていただいて、その地域での議論を是非盛り上げていただきたい。そこで出てくる解決案もあるだろうし、1つの大きなオピニオンパワーとしても期待できる部分があるので、地域での議論も活発にしていきたい。

(後藤議員) 昨年度から、この提案募集方式のスキームができて、順調に進んでいるように思う。

そうしたときに、資料3と資料1が、これから非常に重要になっていくと思うのだが、両者のフォームや構成が違っている。そのあたりの整合性を持たせて、資料3と資料1の関係が経年的につながっていくと、非常に分かりやすい資料になるのではないか。

先ほど、地方の叫びという話もあった。私も、この夏休みに、幾つかの町村にお邪魔し、現場の職員の方と話す機会を持ったのだが、人口が減ってきているのに、どうして自治体職員の仕事は増えるのだろうと思われるでいて、その理由を、彼らは地方分権でどんどん仕事が降ってくるという。当然、私は反論できるのだが、まずもって、そういう叫びが出ているということに、我々はきちんと耳を傾けなければいけない。実際のところ、義務付け・枠付けの見直しなどで、事務負担が軽減する方向に進んでいるのだということに対するPRも併せてしていかないといけない。

(小早川座長代理) 白石議員の発言を伺って、市町村、特に町村は、今まで国に対してものを言うことを考えていなかったということで、そこが県と町村の違いだと思った。この提案募集方式は、いろいろと成果はこれからもあるだろうと思うが、そういうルートが今までなかったということで、その辺を是非、これからもうまく活かしていきたい。

(谷口議員) 幾つか共通するものとして、先ほど指摘もあったように、保育園において保育士が足りないので配置における基準を緩和してもらいたい、看護師が不足するので訪問看護ステーションでの人数を緩和してほしい、保健所長のなり手がいないので医師の要件を緩和してほしい、といった人手不足という点があった。

これについては、先ほど、森議員からも指摘があったように、規制を緩和する方向の検討が必要であると同時に、恐らく、需要が高まっていくのに対して、全く供給が追いつかないということが今後もありそうで、そうすると、基準を今の状況である程度緩和しても追いつかないということがあるのではないかと。

今回のこちらの議論とは少し違うかもしれないが、根本的には、例えば、保育園である場合に、どうやったら需要を正しく反映できるか。例えば公立等の保育園では、入所時の審査は非常に厳しいが、入所後の審査はあまり厳しくない。入所後に労働形態が変わっても園児が通い続ける場合があり、そうすると、保育園に対する需要が正しく反映されなくなることもある。入所後の審査は大変だと思うが、それをしないと園児数は増える一方であるため、基準緩和だけでは追いつかないかもしれない。もし、基準がどんどん緩和されていくと、子供たちないしは介護を受ける方の福祉の質にかかわってくる点を府省の方々も懸念していると思うので、是非、入口の所も検討いただきたい。

(伊藤構成員) 今回、提案の要件や具体的な方向性について、かなり、昨年度の状況を踏まえて整理された上で提案していただいたということもあり、かなり対象が絞り込まれている。また、今回は重点事項に関しては、府省ヒアリングと地方三団体のヒアリングを中心に行うということで、かなり手続面で整備されてきた。

これは、私どもにとっては、非常にメリットがあるが、他方で、あまり手続面で整備が進むと、地方からの自由な提案が漏れてしまう、あるいは重点事項に入っていない部分があったかもしれないということもあるので、また、改めて作業を進めていき、最後に検証をして意見等をいただければと考えている。

人口減少の問題や地方創生の問題で、非常に深刻に考えている提案が多々あり、先ほど、谷口議員からも担い手不足という話があったが、そこを踏まえて、今回、いろいろ短期的に支障が出ているものもあるが、長期の視点で捉える必要がある分野もあるのではないかと、個人的には、その部分に関心を持った。

(野口構成員) 先ほど、小早川議員が、町村が国に対して何かもの言うという意味で、新しい場所を開いたという話をされていたが、私も同じことを実感している。地方といっても一枚岩ではなく、この分権の議論は、分権してほしい側と分権をする側というような単純な構図ではないのだということ強く感じた。検討部会は、各主体がいろいろな支障事例を持ち合いながら、そこを調整していくという非常に難しい仕事をしていかなければならない場所なのだということを強く実感した。

(森議員) 今の野口構成員の発言を補強する意味で言うと、市町村の立場から言うと、「事務処理特例ではないか」という各府省からの回答には全く意味がない。都道府県と合意しないと事務処理特例はできないのであり、県によって、この対応に温度差が大きくある。やはり、制度を変えるという議論としてやっていただきたい。

(平井議員) 誤解がないように一言だけ申し上げるが、県は、決してバリアではない。

基本的な利害関係は、地方六団体は一致していて、むしろ、国とのいろいろほどきがあるというのが一番大きな課題だということは、是非認識をいただきたい。

かつての行政モデルが通用しなくなってきて、市町村だ、県だという時代でもないし、国、県、市町村それぞれでもない。人口がとてつもなく減ってきていて、そこでどうやって行政サービスを持たせるか。そうすると、今までの行政法規に書いてあるとおりには、うまくいかないわけであり、それを直していかなければいけない。主体の問題もそうであり、全部国が見なければいけないかという、そんなことを言っていたら切りがないので、むしろ、現場に下ろすというのが地方分権の基本だと思っている。それが、住民の利便にかなうことだという哲学を是非理解いただきたい。

(高橋部会長) 議論に共通して出てきたことは、やはり、世の中の動きの中で、今までの行政制度にひずみが出てきている所を、地方公共団体の具体的なニーズに合わせて、しっかり我々が受けとめて考えていくことが重要だということであり、この点を本日、改めて教えていただいたのではないかと。

地方三団体のヒアリングの具体的な中身については説明できなかったが、それぞれリアルな意見をいただいたので、最大限くみ取って、これを梃子として2次ヒアリングに向けて作業をしていきたい。

(神野座長) 平井議員からハローワークについて、様々な意見等を拝聴し、さらに、前回の会議において、全

国知事会のハローワーク特区等の成果と課題の検証について発表いただいている。

このハローワークの問題については、本年1月30日に閣議決定された平成26年の地方からの提案等に関する対応方針において、ハローワークと地方公共団体との連携強化の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進めるということになっている。

そこで、この対応方針に基づいて、更に検証・検討を行うため、既にできている雇用対策部会を2年ぶりに再開して議論を開始したい。

(小早川座長代理) 今、話のあった雇用対策部会だが、振り返ると、平成25年度にいろいろ検討を行った。無料職業紹介に関する事務・権限の見直しというテーマで設置され、25年度には主にハローワークの求人情報の地方公共団体への提供についての検討を行った。

今、座長から話があったように、今年の1月30日の閣議決定に基づいて、今回、検証と検討を行っていくということになる。緊張感を持って、精力的かつ濃密に議論をしていきたい。

(神野座長) 雇用対策部会の調査、審議を生産的かつ効率的に実施して、実り多い結果をもたらすように、構成員を少し検討させていただき、小早川部会長と相談の上、座長として、必要な指名を行いたい。

3 最後に、平内閣府副大臣から挨拶があり、閉会した。概要は以下のとおり。

(平副大臣) 大変建設的な議論をいただき、感謝申し上げます。

特に、旅館業法や介護保険の住所地特例などは、今の安倍政権の地方創生やインバウンドにおいても、かなり主要な問題点になっている。また、CCRCも同様であるので、これを地方分権の切り口から、更にしっかりと議論を進めて、成果を出していきたい。

また、人手不足のところは、地方創生は人口にも着目しているが、地方創生の政策がうまくいっても、今、目標にしているのは、2060年で1億人ということなので、二千何百万人減るということである。2060年には、人口構成が非常にバランスよくなるということなので、人手不足がこれから20~30年続くという前提になっている。

そのときに、国は保守的な基準を作るが、現場は回らないということになると思うので、その国が言っているリスクが杞憂なのか、もしくはそれを緩和するとどういうリスクが顕在化するのか、それを運用なり何なりでちゃんと担保できるのかという、少し精緻な議論をしていくことによって、一つ一つ緩和していくしかないのだと思う。

そのときには、正に霞が関での議論というよりは、現場の皮膚感覚であったり、現場に対するイメージーションを持ちながら、我々政務三役もしっかりやっていきたい。

また、ハローワークの地方移管について、私もずっと問題意識を持っており、地域に密着した産業政策と、そういった雇用対策、ハローワークが一体に運用されることが合理的だと思っている。ただ、ILOやいろいろな問題があって、進んだり進まなかったりといったことになると思うが、実は、地方創生の一環で、ビッグデータ、RESAS - Regional Economy and Society Analyzing Systemというのを自治体の皆様に提供させていただき、各地域の、お金を稼いでくる企業はどこであるかということや、お金の流れが全部見える化になった。今後、各自治体が産業政策を打つ上で、かなり定量的なKPIをもって回すようになるので、実は、企業からこの人たちが足りないと言う前に、自治体が、この産業をこう伸ばしていくと、こういう人たちが足りないという想定が先回りしてできる世の中になった。そういった観点からもハローワークのような機能は、そうした地域の経済政策と一体に運用すべきだと思っているが、これは、行政の大転換となるので、その辺の視点も是非入れて検討していただきたい。

ハローワークについては、今、話があったとおり、雇用対策部会が開始されるということになるので、また、精力的な議論をお願い申し上げ、見直しの方向をしっかりと示してまいりたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)